

# 金融庁所管法令に基づく地方公共団体の自治事務等に係る申請・届出等 手続の電子化推進に関するアクション・プラン

〔平成13年6月13日〕  
金融庁行政情報化推進委員会決定

国民、金融機関等（以下、「国民等」という。）と金融庁との間における申請・届出等手続の電子化については、「金融庁行政情報化推進計画」（平成12年7月1日金融庁行政情報化推進委員会決定）に基づき策定した「金融庁 申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」（平成12年9月29日金融庁行政情報化推進委員会決定）により、平成12年度を初年度として、計画的に推進しているところであるが、自治事務等のオンライン化についても「e-Japan重点計画」（平成13年3月29日IT戦略本部決定）において、関係府省は、所管する法令に基づく手続に関し「地方公共団体からの要望、国民等からの要望を踏まえ、個別手続に係る標準仕様等の提示や法令改正の時期等について、アクション・プランを2001年度早期に策定する」とされたことから、「金融庁所管法令に基づく地方公共団体の自治事務等に係る申請・届出等手続の電子化推進に関するアクション・プラン」を下記のとおり策定する。

## 記

### 1. 総論

#### (1) 策定に当たったの基本方針

すべての国民がITの恩恵を享受できるようにするためには、住民に身近な地方公共団体の取組が重要となることから、当庁としても、地方公共団体に対して、個別手続に係る標準仕様等の提示や法令改正の時期等を提示する等により、地方公共団体の取組を支援する。

## ( 2 ) 推進体制

当庁の本アクション・プランの推進、フォローアップ等については、「金融庁行政情報化推進委員会」（委員長：総務企画局審議官）が当たる。また、当庁の所管する法令のうち地方公共団体が行う自治事務等が規定されている法令を所掌する課室において、都道府県との間との連絡調整を行い、着実な実施に努める。

## 2 . 推進計画

### ( 1 ) 対象手続

地方公共団体が行う自治事務等（地方自治法第 2 条第 8 項に規定する自治事務及び同条第 9 項第 2 号に規定する第 2 号法定受託事務をいう。）であり、別紙に掲げる 1 3 の手続が対象。

### ( 2 ) 法令上の手当

オンライン化の前提として法令上の手当が必要なものについて、平成 1 3 年度早期に取りまとめられる申請・届出等の手続のオンライン化に伴う法令の見直しに係る基本方針を踏まえ、平成 1 3 年度中に見直しの要否について判断し、改正を要すると判断される場合には、その旨を都道府県宛通知し、改正箇所、改正法施行時期等についても適時に提示することとする。

### ( 3 ) 様式・添付書類等の見直し

法令上の手当を行う過程において、地方公共団体からの要望等を踏まえ、様式や添付書類等の見直しを行う。

特に、審査の便宜上申請書類等の複数部数（副本を含む。）の提出を求めている手続 1 1 件については、オンラインによる場合には 1 部とする方向で見直す。

また、国や地方公共団体が発行する証明書等の添付を求めているもののうち、商業登記に基礎を置く電子認証等、発行官公署において電子証明書が発行されるもの 9 件については、これらによることにする。更に住民基本台帳ネットワークシステムやインターネット登記情報提供サービス等の利用により地方公共団体において発行機関に対して証明を求めれば足りるものについては、添付書類を省略する方向で見直すことにする。

この見直しの結果について、都道府県宛提示することとする。

#### ( 4 ) 標準仕様の提示

13の途中で12の途中については、事業所の設置箇所が一の都道府県内なら自治事務、二以上の都道府県にまたがる場合は国の事務であることから、国が設置するシステムの仕様を提示することとする。但し、現時点では、これらの途中については汎用受付等システムによる処理とし、個別業務システムの構築を予定していないため、平成13年度中に行う法令上の手当等を検討する過程において、個別業務システムの必要性についても再検討を行ない、これを構築することとなった場合には、その旨を都道府県に通知、基本仕様が固まり次第これを提示することとする。

### 3 . フォローアップ

毎年度フォローアップを行ない、その結果を公表するとともに、必要な見直しを行う。

以 上

「金融庁所管法令に基づく地方公共団体の自治事務等に係る申請・届出  
等手続の電子化推進に関するアクション・プラン」の対象となる手続

1．貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）

貸金業の登録	（第3条第1項）
貸金業の登録の更新	（第3条第2項）
貸金業者の基本的事項の変更の届出	（第8条第1項）
廃業等の届出	（第10条第1項）
契約約款の内容となるべき事項の認可	（第27条第2項）
貸金業者の事業報告書の提出	（第41条の2）

2．不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）

不動産特定共同事業の許可	（第3条第1項）
不動産特定共同事業の変更の許可	（第8条第1項）
不動産特定共同事業の業務の種別の変更等の認可	（第9条第1項）
不動産特定共同事業の事務所の追加設置の認可	（第9条第2項）
不動産特定共同事業の許可内容の変更の届出	（第10条）
不動産特定共同事業の廃業等の届出	（第11条第1項）
不動産特定共同事業の事業報告書の提出	（第33条）